

徳総企第200号
令和6年12月24日

各 部 課 長 殿
各 警 察 署 長
(回議先 全課長)

保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
------	------------------

徳島県警察本部長

徳島県警察高齢社会安全安心総合対策要領の制定について（通達甲）

県警察における高齢社会対策については、徳島県警察高齢社会安全安心総合対策要領の制定について（平成26年8月13日徳務第534号。以下「旧通達」という。）に基づき推進しているところであるが、令和6年12月31日をもって旧通達の保存期間が満了することに伴い、その内容を見直し、別添のとおり徳島県警察高齢社会安全安心総合対策要領を定め、令和7年1月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

徳島県警察高齢社会安全安心総合対策要領

第1 趣旨

この要領は、複雑・多様化する高齢社会において、高齢者が安全で安心して暮らせる社会づくりに向けた総合的な諸対策（以下「高齢者の安全安心総合対策」という。）を推進するための基本的事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- 1 高齢者 年齢が満65歳以上の者をいう。
- 2 独居高齢者 一人で日常の生活をしている高齢者をいう。
- 3 高齢者夫婦等世帯 高齢者のみの夫婦、親子、兄弟姉妹、他人同士等で構成している世帯をいう。
- 4 認知症高齢者 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症の診断を受けた高齢者及びその疑いがある高齢者をいう。
- 5 高齢運転者 原動機付自転車以上の車両を運転している高齢者をいう。

第3 基本的推進事項

1 実態把握及び情報発信等の推進

(1) 実態把握活動の推進

ア 高齢者に係る次に掲げる事項の把握に努め、これを集約し効果的な高齢者の安全安心総合対策の推進に活用する。

- (ア) 居住の状況
- (イ) 事件・事故の発生状況
- (ウ) 各種支援、援護等の必要状況
- (エ) 社会参加の状況

イ アに掲げる事項の把握に当たっては、関係機関・団体、事業者及び地域住民（以下「関係機関・団体等」という。）が実施する各種支援施策、事業、取組等の状況に着目するなどして効率的かつ効果的に行う。

(2) 情報発信活動等の推進

ア 高齢者の心に届く情報発信活動の推進

高齢者が被害者となりやすい犯罪、交通事故及び災害等の予防・防止並びに高齢者による犯罪の防止に資するため、タイムリーで分かりやすい高齢者の心に届く情報発信活動を推進する。

イ 県民の理解と協力の確保

高齢者が犯罪の被害者になった場合や保護が必要な高齢者を発見した場合には、県民から早期の通報がなされるよう社会全体で高齢者を見守る気運の醸成を図り、高齢社会対策に関し県民の理解と協力が得られるように努める。

2 高齢者の安全安心確保の推進

(1) 高齢者見守り活動等の推進

ア 認知症高齢者等対策の推進

認知症高齢者、独居高齢者その他特に警察上の保護を必要とする高齢者に対

しては、計画的な訪問指導等を積極的に推進する。

イ 日常的な安否確認等の推進

高齢者の日常的な安否確認等を推進するため、自治体、高齢者福祉関係機関、ライフライン事業者、宅配業者等との連携を強化するとともに、支援の必要な高齢者に係る情報の共有化を図るなど、官民一体となった取組を推進する。

ウ 保護活動の実施

高齢者の行方不明者・迷い人に関する手配は、迅速かつ的確に行うとともに、各種照会や関係機関・団体等との間で構築している発見・保護のためのネットワーク等を積極的に活用し、当該行方不明者・迷い人の早期発見・保護活動を徹底する。

(2) 各種犯罪等の防止活動の推進

ア 犯罪被害等の防止

高齢者を対象とした犯罪の傾向、手口等について効果的な情報発信をするとともに、防犯診断、防犯指導等を積極的に推進する。

イ 高齢者による犯罪の防止

高齢者の規範意識の向上を図り、地域社会におけるつながりの強化を推進することにより、犯罪の機会を与えない環境づくりに努める。

ウ 警察安全相談活動の推進

警察安全相談制度の周知を図り、その積極的な活用を推進するとともに、相談を受理したときは、誠実かつ適切な処理を徹底する。

(3) 高齢者が被害者となりやすい各種犯罪の検挙活動の推進

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、悪質商法等の高齢者が被害者となりやすい各種犯罪の発生状況を的確に分析し、「だまされたふり作戦」等、高齢者の協力を得ることを含め、その検挙活動を積極的に推進することにより、これら各種犯罪の拡大及び再発防止に努める。

(4) 総合的な交通事故防止対策の推進

ア 交通安全教育活動の推進

高齢者を対象とする参加・体験・実践型の交通安全教育や交通安全指導の機会を拡大するとともに、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者宅への訪問指導等を積極的に推進し、高齢者が被害者となる交通事故の防止に努める。

イ 高齢運転者対策の推進

高齢者の運転特性、交通事故実態等の分析結果に基づく高齢者に対する講習等の受講を推進するとともに、運転免許自主返納（道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4に規定する申請による取消しをいう。）制度の周知徹底を図り、高齢運転者の交通事故防止対策の推進を図る。

ウ 一般運転者対策の推進

一般運転者（高齢運転者以外の運転者をいう。）に対し、高齢者の特性を理解させるとともに、高齢者が安心して運転・通行ができるよう、悪質・危険運転の交通指導取締りを積極的に推進する。

エ 交通環境の整備の推進

高齢者の安全に配慮した交通規制の実施や交通安全施設の整備など、交通環境の整備を積極的に推進する。

(5) 各種災害対策の推進

ア 災害時避難行動要支援高齢者の実態把握

巡回連絡等を通じ、適当な保護者を伴わない独居高齢者、高齢者夫婦等世帯等の災害時に支援が必要な高齢者（以下「災害時避難行動要支援高齢者」という。）の実態把握に努める。

イ 防災意識の高揚と管理者対策の推進

高齢者の防災知識の普及を推進し、防災意識の高揚に努めるとともに、高齢者福祉施設等の管理者や自治組織の代表等に対する防災指導、防災講話等を含む管理者対策を推進する。

ウ 各種災害訓練の推進

災害発生時において高齢者が的確な行動を取ることができるよう、また、県民が災害時避難行動要支援高齢者の的確な避難誘導や救出措置を講じることができるよう、避難誘導訓練、救出訓練等の実践的な訓練を推進する。

3 高齢者の社会参加の促進

(1) 高齢者の関係団体等への参加の促進

高齢者を地域社会から孤立させないため、公益社団法人徳島県防犯協会、一般社団法人徳島県交通安全協会等が行う活動や関係団体等が主催するボランティア活動への参加を促進し、高齢者の社会参加意識の高揚を図る。

(2) 高齢者が利用しやすい施設等の整備

高齢者が利用しやすい警察施設の整備を推進するとともに、関係機関・団体等に対しても、高齢者が参加しやすい環境の整備を働きかけるなど、高齢者による社会参加活動の促進を図る。

4 関係機関・団体等との連携

各種施策の推進に当たっては、関係機関・団体等と密接な連携を図り、県警察として総合的かつ計画的な高齢者の安全安心総合対策を推進する。